

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、出生時の体重が 2,500 グラム未満の低出生体重児が、約 10 人に 1 人の割合で生まれている。その中でも年間約 5,000 人出生する医療的なケアが必要とされる 1,500 グラム未満の「極低出生体重児」にとっては、感染症や合併症のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされている。母乳には消化酵素が豊富に含まれているが、粉ミルクの場合、臓器が未発達だと消化吸収しづらく「新生児壊死性腸炎」などのリスクが急速に高まるとされる。

しかし、早産や帝王切開など母体の健康状態により十分な母乳が得られない場合があり、寄付された母乳である「ドナーミルク」を提供する「母乳バンク」の取組は極めて重要である。

現在、一般社団法人『日本母乳バンク協会』と一般財団法人『日本財団母乳バンク』の 2 法人が国内 3 か所の母乳バンクの運営を担い、要請のある医療機関にドナーミルクを提供しているが、法的な仕組みとしては位置付けられておらず、ドナーミルクの使用に伴う費用等が実質的に医療機関の負担となっていること、ドナー登録における事務処理等が登録施設の拡充を阻んでいると考えられる。

よって政府においては、低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支える観点から、下記のとおり要望する。

記

- 一、医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、法的位置付けを明確化すること。
- 一、実質的な費用負担となっている NICU（新生児集中治療室）を有する病院やドナー登録病院への費用負担及びドナー登録における事務処理等の軽減を図ること。
- 一、ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 一、ドナーミルクの重要性及び正しい知識について国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 9 日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、総務大臣

中東地域での戦争の影響による物価高・資材不足解決のための 緊急対策を求める意見書

中東地域での戦争の影響によって、日本経済と国民生活に深刻な影響を及ぼす事態が続いている。

このような特殊事情を鑑み、物価高・資材不足は、市場任せ、個別対応にとどまらず、暮らしと営業を守るための迅速な対策が必要である。

よって、物価高・資材不足解決のため、下記のとおり実施を強く求める。

記

一、年金、生活保護、児童扶養手当などの支給基準の臨時改定を行うこと。

一、医療、食料、交通・物流、建設など国民生活に欠かせない分野での原油や石油製品の調達を確保すること。

一、コストや金利の上昇による困難から中小企業と雇用を守ること。

一、石油由来の燃料や原材料の需要抑制対策に取り組むとともに、中長期の視点に立った省エネ・再エネの強化を直ちに進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月9日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、
総務大臣